


所管部課		福祉部 障害福祉課		部長	田口 茂夫		
件名		東大和市地域生活支援拠点連絡会議設置要綱について				区分	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 趣旨 障害のある人が、障害が重度化したり高齢になってもなお、地域で安心して自立した生活を続けられるよう、相談や緊急時の受け入れ等の機能を備えた地域生活支援拠点を設け、地域生活支援拠点が円滑に運営され、機能の充実が図れるよう、関係機関等が連携し、協議を図る場として、東大和市地域生活支援拠点連絡会議を設置する。</p> <p>(2) 主な内容 ・協議事項 ①相談機能の整備や充実に関すること。 ②緊急時の受け入れ・対応の機能の整備や充実に関すること。 ③体験の機会・場の機能の整備や充実に関すること。 ④専門的人材の確保・養成の機能の整備や充実に関すること。 ⑤地域の体制づくりの機能の整備や充実に関すること。 ・構成 地域自立支援協議会委員、地域包括支援センターの職員、障害者就労支援センター運営事業実施者の職員、生活困窮者自立支援事業実施者の職員、地域福祉権利擁護事業実施者の職員、居宅介護支援事業者の職員</p> <p>(3) 施行日 決裁日より施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 連絡会議を設置することにより、地域生活支援拠点を円滑に運営することができ、障害のある人が、地域で安心して自立した生活を続けられるようになる。</p>							
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>「東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針」(平成31年2月策定)において、連絡会議を設置することとしている。</p>							
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>							
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告終了後、速やかに制定の事務を進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。